平成２６年（フ）第３２５号
鹿児島県鹿児島市下伊敷３丁目88番８号
債務者　落　あい子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３２７号
鹿児島県鹿児島市天保山町11番４号　ＰＡＲＡＤＩＳＥ　ＧＡＴＥ203号
債務者　新里　和久
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３５２号
鹿児島県鹿児島市東谷山３丁目９番10号
債務者　加治木美幸
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３６４号
鹿児島県鹿児島市福山町1349番地３
債務者　吉松よし子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３７１号
鹿児島県鹿児島市下伊敷３丁目88番８号
債務者　落　　和己
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３７７号
鹿児島県鹿児島市小川町10番３―１号　マリンステージＫＴ302号
債務者　星　　安恵
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３８３号
鹿児島県鹿児島市希望ヶ丘町12番11号
債務者　郡山　俊郎
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１５９号
長野県須坂市大字須坂1387番地　プチメゾン小林８
債務者　小出　和久
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７０号
長野県下高井郡木島平村大字往郷663番地２
債務者　山本由香里
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７１号
長野県下高井郡木島平村大字往郷663番地２
債務者　山本　陽充
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３３号
長野県松本市梓川梓2700番地３
債務者　上條　勝幸
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２４５号
長野県安曇野市穂高北穂高2155番地３　県営青木花見団地Ｃ―103
債務者　篠崎　久実
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第８０号
長野県飯田市松尾明5180番地４　アサヒハイツ明Ｅ号
債務者　内山　　勝（旧姓所澤・小林）
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第８２号
長野県下伊那郡泰阜村3350番地１　平島田住宅　厚10―１号
債務者　柴﨑紀代志
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第２４号
山形県最上郡金山町大字有屋326番地
債務者　五十嵐よしえ
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２６年（フ）第２６７号
福井県鯖江市旭町１丁目８番８号
債務者　松田　裕治
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２７１号
福井市田原２丁目34番28号
債務者　中西　弘光
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係